

専決処分の報告について

工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年3月23日提出

秦野市長 古谷 義幸



専 決 処 分 書

平成28年度市道433・434号線道路改良及び第1号公共下水道大根・鶴巻処理区枝線整備（南矢名2工区）工事の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 契約の目的

エスカレーターを設置及び道路（階段等）の整備

2 契約の変更事項

(1) 原契約金額

159,526,368円

(2) 変更後の契約金額

160,394,040円

(3) 変更する額

867,672円の増額（0.54パーセント増）

3 契約の相手方

秦野市鶴巻南二丁目10番20号

有限会社諸星建設

代表取締役 諸 星 浩

平成29年3月7日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

市道433・434号線道路改良及び第1号公共下水道大根・鶴巻処理区枝線整備工事において、大雨等緊急時の作業を容易にするため、エスカレーターの排水施設をエスカレーターピットと分離し、その排水施設を格納するマンホールを道路上に追加設置すること等により、原契約金額を増額する。